○財務省告示第四百六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十五年五月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年六月九日

財務大臣　塩川　正十郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十四年法律第二十号）第二条第一項並びに財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆七千八百八十九億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千二百九十三億千六百五十五万円、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九百九十九億九百四十五万円、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千五百九十六億七千四百万円

ロ　非競争入札発行　財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で九十五億三千六百万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　一兆七千九百五億二千百二十三万円

ロ　非競争入札発行　九十五億四千四百五十八万二千四百円

八　最低額面金額　五万円

非競争入札発行」という。）

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成十五年五月二十日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円九銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行　額面金額百円につき百円九銭

十二　利率　年〇・一パーセント

十三　初期利子　平成十五年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成十七年五月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十九　払込期日　平成十五年五月二十日